

日付：2004年8月19日

提出元：NTT 東日本

題名：利用制限に対する弊社の考え

1. はじめに

本寄書は、課題管理表 C.2.2「利用制限を変更するか？」及び、C2.2.1「総量規制に考え方を導入するか？」に対する弊社の考えを述べるものである。

2. 利用制限に対する弊社の考え

弊社は、スペクトル管理における利用制限については、JJ100.01 第2版同様、線路長制限及び収容制限のみにすべきと考える。また、総量規制の導入については反対である。

その理由については、以下の2点が挙げられる。

JJ100.01 第2版における利用制限（線路長制限及び収容制限）は、与干渉回線のスペクトルを制限し、干渉による影響を規制することが可能である。しかし、総量制限は対象となる与干渉回線の導入数を規制することは可能だが、与干渉回線のスペクトルを規制し、干渉による影響を規制することはできない。

総量規制においては、総量をどのように決めるか、決められた総量をどのように各通信事業者へ分配するか、分配された総量規制をどのように管理するのか、その運用方法が不明であり、現実的にも運用する方法がないと思われる。

総量制限は、全国等を母体としたマクロ制限では干渉制限の効果が薄く、電話局・ケーブル等を母体としたミクロ制限では干渉制限の効果は上がるが、実行上の管理は不可能と思われる。

仮に1%規制をユニットに適用した場合、当該ユニットに1回線しか提供できず、各通信事業者への分配はできないものである。

C.2.		伝送システムのクラス分け	
C.2.2	オープン	利用制限を変更するか？	
C.2.2.1	オープン	総量規制の考え方を導入するか？	SMS-10-09

以上